

資源有効利用促進法 F A Q

- 問1 土砂の搬出入時に作成する確認結果票や受領書は、土砂量500m³以上が対象ということによいか・・・1
- 問2 確認結果票における“土壌汚染対策法”の確認は、搬出先の工事と搬出元の工事と搬出元どちらに対し、確認するのか・・・1
- 問3 受領書に記載する土砂量について、地山、ほぐしのどちらで記載すればよいか・・・1
- 問4 確認結果票の説明時期はいつか・・・1
- 問5 公共用地で土砂受領した場合、受領書に記載する名前はだれか・・・2
- 問6 受領書において、工事名だけでなく会社名も記載したほうが良いか・・・2
- 問7 確認結果票や受領書を作成する旨は特記仕様書に記載するのか・・・2
- 問8 適切に実施しなかった場合の罰則はあるか・・・2
- 問9 非登録ストックヤード（建設会社の資材置き場等）においた場合の土砂の、追跡確認の方法は・・・2
- 問10 非登録ストックヤード（公共用地又は公共管理地）においた場合の土砂の、追跡確認の方法は・・・3
- 問11 確認結果票の現場掲示するサイズは・・・3
- 問12 再生資源利用（促進）計画書・実施書及び確認結果票、受領書は発注者に対して提出と提示どちらか・・・3
- 問13 2工区ある1つの工事で、切土工と盛土工があり場所が離れている場合、現場内流用であっても確認結果票や受領書の作成は必要か・・・3
- 問14 別工事であって、同じ会社でのやり取りであっても受領書は必要か・・・4
- 問15 確認結果票について、ダンプ1台ごと各々に通知するのか・・・4

- 問 16 今回の省令改正は民間工事でも適用となるか・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 問 17 建設発生土を搬出する場合において、“盛土利用”と“一時堆積”の両方がある場合は
どうしたらよいか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 問 18 市町村や民間の土地を、県が借地して管理している場合、受領書は誰が発行するか・ 4

問1 土砂の搬出入時に作成する確認結果票や受領書は、土砂量500m³以上が対象ということでしょうか

【回答】

指定副産物省令第6条1項では、建設発生土を「再生資源利用促進計画」に記載した搬出先へ搬出した時は、当該搬出先の管理者に対し受領書の交付を求める、となっています。

再生資源省令第5条では、建設発生土を「再生資源利用計画」に記載した搬出元から搬入した時は、受領書を交付する、となっています。

確認結果票や受領書は、再生資源利用促進計画書に付随する書類であるため、省令の定めに従うと、搬出土砂量500m³以上が対象となります。

しかしながら、茨城県リサイクルガイドラインでは、適正処理の観点から、搬出量の規定を設けておらず、少量であっても、建設発生土を搬出する場合には作成するよう、指導・お願いをしています。

問2 確認結果票における“土壌汚染対策法”の確認は、搬出先の工事と搬出元の工事どちらに対し、確認するのか

【回答】

指定副産物省令第6条4項において、同省令第6号3項各号に掲げる事項の確認の結果を記載した書面の作成とありますが、様式に記載の土壌汚染対策法の確認対象工事は搬出元の工事となります。ただし、搬出先の工事についても、土地の掘削その他の形質変更が土壌汚染対策法第3条第7項又は第4条第1項に該当する場合は届出が必要です。

問3 受領書に記載する土砂量について、地山、ほぐしのどちらで記載すればよいか

【回答】

受領書に記載する土量については、再生資源利用（促進）実施書と同数にする必要があるため、原則は地山数量で記載することとします。

問4 確認結果票の説明時期はいつか

【回答】

確認結果票は、再生資源利用促進計画書の添付資料であるため、施工計画書と同時期を想定しています。ただし、関係法令の確認等で時間を要する場合は、建設発生土搬出前までに監督員への説明及び現場掲示、運搬者への通知をすることとなります。

問5 公共用地で土砂受領した場合、受領書に記載する名前はだれか

【回答】

公共用地を管理している所属での回答であり、定期人事異動において不明とならないよう、所属課長名でお願いします。(例：●●事務所 道路整備課長、河川整備課長 等)

問6 受領書において、工事名だけでなく会社名も記載したほうが良いか

【回答】

記載例では、工事名と責任者だけの記載となっていますが、それぞれの所属を明確にするため、会社名も記載するようお願いします。

問7 確認結果票や受領書を作成する旨は特記仕様書に記載するのか

【回答】

工事の中で、建設発生土の搬出入がある場合は記載願います。

問8 適切に実施しなかった場合の罰則はあるか

【回答】

国土交通省が作成するFAQ問18に記載がありますが、指定副産物省令に照らして取組が不十分であると認める場合等には、国土交通大臣は、資源有効利用促進法第35条及び第36条に基づき、指導・助言、勧告・公表・命令を行います。当該命令に違反した場合は、50万円以下の罰金が科せられます。

問9 非登録ストックヤード（建設会社の資材置き場等）においた場合の、土砂の追跡確認の方法は

【回答】

建設会社の資材置き場等の民間ヤードに仮置きし、その後、次の別工事へ搬出となる場合、当初搬出した会社が、それぞれの受領書を確認して、追跡確認します。もしも、受領書の入手が困難な場合には、国土交通省HPの別添1のように、搬出者自ら記録することも重要です。

問 10 非登録ストックヤード（公共用地又は公共管理地）においた場合の、土砂の追跡確認の方法は

【回答】

公共が管理するストックヤードは、非登録であっても特例扱いになります。

事業用地などの公共用地（公共管理地）へ搬出した場合は、受領書を公共用地の管理者（国又は地方公共団体）が発行します。公共用地の管理者と受領書を交わした時点で、建設発生土の管理は搬出者（受注業者）から公共へ受け継がれ、搬出者（受注業者）の追跡確認義務は無くなります。

その代わりに、その後の建設発生土の管理は公共用地の管理者が行うことになります。管理方法として、国土交通省 HP の別添 1 も参考になりますのでご活用ください。

問 11 確認結果票の現場掲示するサイズは

【回答】

A 3 サイズ程度で問題ありません。第三者からも見やすい大きさであり、かつその他の掲示資料と合わせたサイズで掲示してください。

問 12 再生資源利用（促進）計画書・実施書及び確認結果票、受領書は発注者に対して提出と提示どちらか

【回答】

再生資源利用（促進）計画書は、再生資源省令第 9 条 1 項、指定副産物省令第 8 条 5 項により提出となります。再生資源利用（促進）実施書は、再生資源省令第 9 条 5 項、建設副産物省令第 8 条 9 項により、発注者から請求があった場合は提出とありますが、完成検査時も確認する事項であるため、提出となります。

確認結果票については、再生資源利用（促進）計画書の添付資料であるため、提出となります。受領書については、提出義務は無いため、提示となります。

問 13 2 工区ある 1 つの工事で、切土工と盛土工があり場所が離れている場合、現場内流用であっても確認結果票や受領書の作成は必要か

【回答】

資源有効利用促進法の省令改正は、工事ごとの判断となるため、工事内で流用できる場合は工事外搬出には当たらないので必要ありません。再生資源利用（促進）計画書での場外搬出に記載する場合に必要となります。

問 14 別工事であって、同じ会社でのやり取りであっても受領書は必要か

【回答】

問 13と同様の考えですが、同じ会社であっても、別工事であれば、工事外搬出にあたるため、確認結果票、受領書共に必要になります。

問 15 確認結果票について、ダンプ1台ごと各々に通知するのか

【回答】

指定副産物省令第8条6項により、確認結果票については、建設発生土の運搬を行うものに対し通知するものとなっております。運搬をする全員に通知ができるのであれば、ダンプごと又は会社どちらに通知しても問題ありません。

問 16 今回の省令改正は民間工事でも適用となるか

【回答】

省令であるため、公共、民間を問わず対象となります。

問 17 建設発生土を搬出する場合において、“盛土利用”と“一時堆積”の両方がある場合はどうしたらよいか

【回答】

受領後の土砂管理を明確にするため、“盛土利用”と“一時堆積”が記載された受領書を発行する必要があります。(記載例のように、一枚でまとめることも可)

問 18 市町村や民間の土地を、県が借地して管理している場合、受領書は誰が発行するか

【回答】

受領書を発行する者は、土地所有者ではなく、土地の管理をしている者になります。そのため、民地や市町村の土地を借地しているのであれば、借地契約等に記載されている土地の管理者が発行することになります。